

道の駅「明治の森・黒磯」農産物直売所仮店舗運営規約

(趣旨)

第1条 この規定は、道の駅「明治の森・黒磯」農産物直売所仮店舗(以下、「仮店舗」という。)の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(営業時間及び休業日)

第2条 仮店舗の営業時間及び休業日については、次の各号に定めるものとする。

- 1 営業時間は、午前9時から午後3時30分まで
- 2 休業日は、祝日を除く月曜日、及び1月1日から1月3日
- 3 その他、市が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(出荷者の条件)

第3条 仮店舗に農産物等を出荷する者(以下、「出荷者」という。)は、次の各号に定めるものとする。

- 1 市内の農業者等
- 2 仮店舗の管理者である市長(以下、「管理者」という。)との間で、「道の駅「明治の森・黒磯」農産物直売所仮店舗出荷に関する覚書(以下、「覚書」という。)(様式第 1 号)」を締結した者
- 3 公序良俗を守り、法令等を遵守できる者
- 4 その他、市が必要と認める者

(出荷者の決定及び出荷の許可)

第4条 管理者は、前条の規定に基づいて出荷者を決定し、出荷を許可する。

(出荷の手続)

第5条 出荷を許可された者は、覚書(様式第 1 号)を、管理者と取り交わさなければならない。

- 1 管理者は、出荷を許可された者が前項に定める手続きを怠ったときは、出荷の許可を取り消すことができる。

(販売品)

第6条 仮店舗の販売品は、次の各号に定めるものとする。

- 1 出荷者自らで栽培した農産物類
- 2 保健所の許可を受けた施設において、自ら製造した農産物加工品
- 3 出荷者自らで栽培した農産物を主原料として、保健所の許可を受けた施設を有する他社に製造を委託した加工品
- 4 その他、市が必要と認める物

(販売価格)

第7条 販売価格については、次の各号に定めるものとする。

- 1 出荷者自らで決定するものとし、専用のバーコードラベルを貼付して表示する。
- 2 市場価格や他の類似商品の価格と著しく均衡を欠くときは、調整する。
- 3 消費税の取扱いは、内税方式とする。
- 4 販売価格は、10円単位で設定する。

(販売手数料)

第8条 販売の手数料は、次の各号に定めるものとする。

- 1 農産物及び加工品の一部(弁当、総菜等)は、15%とする。
- 2 加工品(冷蔵品を含む。)は、20%とする。
- 3 前各号に掲げるもの以外の規定については、管理者が別に定める。

(売上金の精算)

第9条 売上金の清算については、次の各号に定めるものとする。

- 1 売上金の精算は、POS レジを通過した商品で売上管理データを元に行う。
- 2 月締め処理回数は、月1回月末締めとし、販売手数料及び振込手数料を控除の上、毎月20日までに、売上精算金振込口座依頼書(様式第2号)で指定した金融機関の口座へ振込をもって行う。
- 3 管理者は、出荷者に振込をした際に、生産者精算明細書(様式第3号)を送付する。

(農産物等の生産出荷)

第10条 農産物等の生産出荷については、次の各号に定めるものとする。

- 1 農産物の出荷に当たっては、「農薬取締法」に基づいた農薬の適正利用を順守するとともに、栽培履歴を提出し、安全性、品質及び新鮮さに重点を置き、消費者に喜ばれる農産物づくりに努める。
- 2 鮮度の低下しやすい農産物は、袋に入れるなど鮮度管理に努め、珍しい品目で消費者に説明が必要なもの等には、POP を掲示するなどの工夫をする。
- 3 農産物は、法令で定める産地等を表示して販売する。
- 4 加工品は、保健所の許可を受けた施設で製造したもので、法律で定める表示をしたものを販売する。
- 5 食品の表示は、法令に定める各種表示ラベルを出荷者が責任をもって作成し、貼付する。
- 6 加工品の製造に当たっては、食品衛生管理に万全を期すとともに、出荷者の責任においてその安全性に十分配慮する。

(商品の搬入・搬出・商品管理等)

第11条 商品の搬入・搬出・商品の管理等は、次の各号に定めるものとする。

- 1 搬入時間は、原則午前 8 時から午前 9 時とする。
- 2 前項以外の時間に搬入する場合は、管理者、運営受託者(以下、「運営者」という。)及び消費者に十分配慮し、スムーズに行う。
- 3 搬入については、出荷者自らが商品別に陳列する。
- 4 搬出については、原則営業時間後とする。
- 5 商品の搬入、補充及び搬出時は、運営者より指定された名札等を掲示し行う。
- 6 売れ残った商品については、毎日搬出する。但し、やむを得ない理由で、搬出できなかった商品の管理については、運営者は責任を負わない。
- 7 運営者は、商品の品質及び鮮度を確認し、不適と判断した商品は、バックヤードに下げ、売れ残り商品等と同様の取扱とする。
- 8 出荷者同士のトラブルを防ぐため、他出荷者の陳列済みの商品を勝手に移動することは厳禁とし、陳列方法については、運営者に一任する。
- 9 商品の値引きについては、午後1時以降とし、出荷者自らがバーコードを張り替える。
- 10 切花、鉢物及び苗類等花きの鮮度・水管理は出荷者自身で行い、運営者は管理しない。
- 11 運営者は、前項に掲げる規定以外の販売委託された商品の管理に十分注意する。但し、万引き又は自然災害等、運営者の責に帰することのできない理由で発生した損害についてはその賠償を負わない。

(事故・クレーム)

第12条 商品販売に関する事故や苦情の対応は、次の各号に定めるものとする。

- 1 事故又は苦情に関しては、原則として運営者で対応する。但し、出荷者に明らかな原因がある場合は、出荷者自身で解決するものとし、運営者は関与しない。
- 2 商品の事故等により消費者から費用の請求があった場合は、運営者は、速やかに対応する。但し、費用の支出については、事故の原因により運営者又は出荷者が負担する。
- 3 事故又は苦情へのスムーズな対応のため、農産物出荷者は、PL 保険(生産物賠償責任保険)への加入を心掛け、加工品出荷者は、原則それに加入する。

(出荷資格の停止又は取消し処分)

第13条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する出荷者を出荷停止又は取消処分にすることができる。

- 1 管理者又は運営者から嚴重注意や指摘等の勧告を受けたにも関わらず、改善しない出荷者
- 2 消費者により品質等の苦情等が頻繁に見受けられる出荷者
- 3 消費者が健康を損なう恐れのある苦情等、重度の問題があった出荷者
- 4 故意又は過失に関わらず、残留農薬が検出された出荷者

- 5 仮店舗店内又はその敷地内で、個人的な営業活動を行った出荷者
- 6 仮店舗店内又はその敷地内で、他の出荷者、運営者、知り合いの来客等に対して無償で商品を提供又は直接販売した出荷者
- 7 仮店舗又はその敷地内で消費者、他の出荷者、運営者等とトラブルを起こした出荷者
- 8 購入等で仕入れた農産物の生産者を偽って販売した出荷者
- 9 管理者が公序良俗を害すると認めた出荷者
- 10 本規約等に定める事項を遵守しない出荷者

(規約の改正)

第14条 規約を改正するときは、施行日の10日前までに掲示その他の方法により周知するものとする。

(その他)

第15条 その他、規定が必要な事項が生じた場合は、都度管理者が決定する。

附 則

(施行期日)

1 この規定は令和5年2月6日から施行する。